

令和2年度 第5回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和2年10月7日(水) 午後1時30分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合会議室

第1号議案 10月6日開催「全商協」第4回機械流通委員会結果報告

1 21世紀会決議に対する違反行為について中古機流通協議会が行う措置への統一した対応について(東北遊商発第125号発出済み文書について)

令和2年10月5日に開催された、中古機流通協議会において、パチンコ・パチスロ産業21世紀会決議に対する違反行為があった場合の対応を協議した結果、下記のとおり違反行為に対する措置を決定いたしました。

①【告知日】

No.	内 容
1	令和2年10月5日 経過期間により運用開始日を10月19日付けとする

②【違反行為に対する措置の内容】

No.	内 容
1	「誓約書」未提出ホール ・10月18日迄に誓約書の提出がない場合は、10月19日から確認証紙の発給を留保する。 ・10月19日以降の誓約書提出については、誓約書を提出した日より120日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
2	「高射幸性回胴式遊技機」未撤去ホール ・10月19日以降に設置が確認された場合、即日確認証紙の発給を留保する。 ・高射幸性回胴式遊技機の撤去を確認した日より120日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
3	「高射幸性回胴式遊技機以外の遊技機」の撤去期限に違反した場合 ・違反行為を確認した日より確認証紙の発給を留保する。 ・該当する遊技機の撤去を確認した日より60日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
4	新たな違反行為を確認した場合 ・確認証紙の発給停止期間終了後、新たに上記②の1～3の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。 (例) ②の1～3の措置期間を過ぎても改善されなかった場合。

③【運用について】

No.	内 容
1	遊技機の撤去とは、21世紀会決議内容の対象となる遊技機を営業所の客室より外へ排出することであり、電源OFFの状態は撤去とはならない。 (佐々木委員長 代替機がない場合、ベニヤ等でふさぎ島から外れていること。)
2	上記②の1～3の措置中であっても、一度の入替で該当する全ての遊技機の撤去を完了する場

	合、確認証紙の発給は可能とする。 (佐々木委員長 措置中であるが誓約書をいただき申請を受ける。)
3	違反店舗についてはホール関連 5 団体の情報を全日遊連が取りまとめ、中古機流通協議会へ通知する。その際の措置はホール単位とする。 (佐々木委員長 その際の措置はホール単位とするとは、チェーン店である場合の、当該ホールのことである。)
4	その他②の 1～4 に該当しない違反行為があった場合は、その行為の対応については、中古機流通協議会において決定することとする。 (佐々木委員長 チェーン・再設置等の確認があった場合など情報があれば、組合・加盟団体へ報告し全日遊連、中古機流通協議会へ報告をする。)

④【全商協・回胴遊商と統一した対応方法の協議進捗報告】

No.	内 容
1	案として、10 月 19 日以降の中古遊技機移動申請の依頼があった際、 ホール責任者より「署名・押印」をいただく、自己申告としての書面(仮称)「確約書?誓約書?」 を、全商協・回胴遊商の統一書面を準備し、10 月 19 日までに中古機流通協議会へ提案します。

⑤【委員から挙げた Q&A】

No.	内 容
1	(上記)②【違反行為に対する措置の内容】の 1・2・3 について我々も調べるのか? 現在、全日遊連が調査しており、後に情報が開示される。 ホールからの自主報告や通報システムを構築している。
2	どのように調べるのか。余暇審で準備している通報システムで情報を収集するようだが? ホールへ赴き確認するのではなく、ホールの自己申告を信用するしかない。 余暇審で準備している通報システムは、タイムラグがでるかもしれない。全商協より、情報システムについての通知をしますので、各単組の HP 等へ掲載してはどうだろうかと思う。
3	違反行為は発覚したらどのように通報したらよいのか? 単組から全商協へ、全商協から全日遊連へ伝える。それ以降からの措置となる。
4	留保されたホールが解除となった場合の告知はどのようになるのか? 留保の解除は、中古機流通協議会から解除文書がでるかと思う。
5	留保となった当該ホールが外してある遊技機の移動は可能なのか? 流通可能と認識しています。
6	ホールからの自己申告書面提出の要否を、保証書日付をベースとしては? 回胴遊商も同様であるが、10 月 18 日まで事前点検を行って時点の物は良いが、10 月 19 日以降に事前点検を行った物は、(仮称)「確約書?誓約書?」を説明して書面をいただく予定。
7	組合へ自己申告書面の提出は原本なのかコピーなのか? 新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書(15%)及び高射幸性回胴式遊技機に関する確認書(30%)と同様に、原本は販社が保管しコピーを組合へ申請時に添付することを回胴遊商へ提案する。
8	書面の有効期間は? 申請の都度新たな物とするのか、10 月 19 日以降いただいた物を流用するのかを回胴遊商と

	協議します。
--	--------

2 中国遊商機械流通委員会から全商協への要望について

中国遊商から要望を預かっていますので、後日全商協より各単組へ資料を送るので討議いただきたい。

第2号議案 令和2年度取扱主任者「更新時」講習会開催に関する件

1 令和2年度「更新時」講習受講対象者について

対象基準	2020年9月30日迄の身分証所持者	(身分証明書有効期限)
対象人数	70名	(9/28現在)

2 開催日・開催場所・委員出席者について

開催日	会場	出席者
11月16日(月)	青森・アップルパレス青森	山内副委員長
17日(火)	盛岡・サンセール盛岡	大久保委員
18日(水)	郡山・郡山ビューホテル	柳(ニーズ)委員
19日(木)	仙台①・メルパルク仙台	桜井委員
20日(金)	仙台②・メルパルク仙台	永山委員長

3 講師及び試験官について

依頼会社	(有)ジャパン・セキュリティ・サービス	(公平に期すべく第三者とする)
------	---------------------	-----------------

4 タイムスケジュール (約120分)

No.	内容	時間(120分)
1	講習会開会挨拶・趣旨説明	10分
2	オリエンテーション(高石氏)	20分～30分
3	筆記試験問題に関係する内容の一端についての説明	5分
4	筆記試験 ○×式20問(80点合格)	20分
5	実技試験受講要領についての説明	5分
6	実機遊技機を用いた実技試験	60分

※ 新型コロナウイルス感染を考慮し「閉会式」は執り行わない。

※ 令和2年度の更新時講習会より「筆記試験」は参加受講者全員一斉に行い、「実技試験」は受験が終了した順にお帰りいただく。

5 実機遊技機を用いた実技試験の内容については納品時の全工程を行う

No.	内容
1	東北遊商 身分証明書を提示
2	ビニール開封されていない事を確認の上、セキュリティーシール剥離する
3	点検確認チェックリスト表を参考にペンライトを用いて点検確認(27項目) また、くぎ確認シートを使用してくぎ状態の確認
4	確認証紙を所定の箇所に貼付する(真似)
5	スキャナーでQRデータを読み取り、顔画像・QRデータを送信する
6	管理者署名・押印後(代役)、点検確認受渡書(副)を管理者に提出する

	(管理者と点検確認受渡書の受け渡しをする)
7	組合(特設)へ保管納品確認書・点検確認受渡書(正)・セキュリティシール提出

6 遊技機等の準備物について

No.	準備物	型式名等	手配社名
1	遊技機 5台(ガラス)	P 緋弾のアリアIII FUZ 設定付	組合所有
2	遊技機枠 5枠		第一遊機
3	玉、トランス		高石氏より

7 開催通知等の発出日について

No.	日 時	内 容
1	10月1日(木)	身分証明書「更新」申請届通知(10月30日締切り)
2	10月21日(水)	各社個人宛に開催案内通知(受講希望2会場選択)
3	10月29日(木)	受講希望締切り
4	10月30日(金)	受講日確定案内通知
5	11月16日(月)～20日(金)	『更新時講習会』開催
6	11月20日(金)	再試験案内通知
7	11月24日(火)	合格通知及び新身分証明書・返納書発送
8	11月24日～26日予定	『再試験日』講師：大久保委員 ※新規講習会への希望があった際は合同で開催する。

8 研修講師及び試験官派遣並びに会場費の見積りについて

No.	内 容	見 積 り 額
1	研修講師及び試験官派遣	¥1,905,200- (前年¥1,870,550-)
2	会場費(5会場)	¥739,192- (前年¥353,297-)
3	総額	¥2,644,392- (前年¥2,223,847)

※ 会場費について、昨年より増額となった要因は、新型コロナウイルス感染を考慮し各会場余裕をもった広さの会場を準備したこと、及び仙台会場は組合で執り行わずホテルで開催することとしたためである。

※ 岩手県会場を選定するにあたり相見積りを取った際、市の施設が安価であることが確認できた。次年度は岩手県以外の福島県会場においても、県または市の施設等を検討する。

9 筆記試験または実技試験の免状について

「日遊協」取扱主任者証の有効期間の更新の「特例」が、「違反歴がなく連続して7回目以降の更新を迎える者は、更新時試験を免除する。」ことが一部改正され、平成31年1月1日より施行されたことにより、当組合主催の更新時講習受講対象者で、日遊協の遊技機取扱主任者更新時試験を免除となった者の、筆記試験及び実技試験の扱いについて討議したが、中古機流通に係る更新時試験であることを考慮し「免除しない」ことが了承された。

第3号議案 申請書類の誤り等についての注意喚起に関する件

- 1 令和2年4月1日から令和2年9月30日迄の期間における、申請書類の誤りについて、事務局より該当販社名及び申請数を伏せ、申請数に対する誤り件数比率表等が提出され、確認の結果、申請時には不備のないよう万全の注意を払っていただき是正を願うべく、該当販

社毎の不備一覧並びに誤り比率、第 1 回目の誤り比率に対する該当販社中のランクを明記し、10 月 9 日前後に中古取扱販社代表者宛に通知することが了承された。

- 2 事務局申請書類審査係より、誤りに伴う申請受付の是非について、3 項目に対する受け付けをすべきか否かの提案があった。2 案件(撤去遊技機明細書及び中古遊技機確認書が違う番号の物、新旧遊技機設置比率明細書(副)及び別紙が添付されていない物)については、現状のとおり受付を行うこととし、もう 1 案件(添付すべき物の添付漏れ)については、11 月より受付を留保することが了承された。留保する件に関して、委員会終了後に事務局から当該申請物の管理等が難しくなることの見解があり、事務局内で良案を協議するよう命じられている。

第 4 号議案 QR システム上における「認定」項目に関する件

全商協機械流通委員長より、QR システム上における「認定」に係わる項目の「必要の有無」を各単組で検討いただきたい旨の連絡があり、内容を確認し提案に賛同することを了承された。提案内容は、下表のとおり。

《 確認事項 》

No.	内 容
1	<p>提案内容</p> <p>現在、点検確認後に、顔認証やQRコードの読取の作業を行っておりますが、その際に、スキャナー上で「事前」または「納品」を選択し、サーバーに送信しております。</p> <p>(1) 今回の提案は、この選択部分に「認定」という項目を追加し、「認定」を選択した場合には、帳票印刷の際QRシステム上、自動で「認定」にチェックが入り、さらに調査依頼書と打刻申請書にも自動で「認」の印が印字できるようにする。</p> <p>(2) また、保証書の用途に応じて「中古機移動」か「認定」の不要な方に自動で横線が入る、というシステム改修を行ってはどうかという提案となります。</p>
2	<p>提案理由</p> <p>(1) 現在、調査依頼書と打刻申請書の「認」の印はシャチハタで押しており、組合員販社は大変手間な作業となっておりますが、この作業が解消されます。また「認」の印がないと地区遊商で検定なのか認定なのか、一瞬で判断ができなくなり、作業効率低下にも繋がります。</p> <p>(2) さらに、書類作成時に「認定」にチェックがないと、保証書の用途にある「中古機移動」が横線で消されないため書類不備となります。</p> <p>(3) 加えて、書類によっては「認」が押印されているにも関わらず、認定用の保証書になっていないケースもあります。</p>
3	<p>まとめ</p> <p>以上により、スキャナーに「認定」という項目を新たに追加し、書類上、自動入力が行えれば、上記のような不備等が解消されるため、組合員販社・地区遊商双方にメリットが生まれます。</p>

第5号議案 携帯端末拡張保証（オプション）に関する件

1 拡張保証オプション加入の不利について

平成31年2月初旬より新携帯端末機を用いての運用が開始となり、貸与する際に「拡張保証オプション加入」の可否を中古取扱販売会社に確認し、加入を希望された販売会社の意向をKDDI社へ報告していたが、KDDI社の不利で加入手続きを怠っていたことが判明した。

詳細としては、拡張保証3年パック(10社・107台)及び、拡張保証3年パックプラス(2社・6台)を希望した販売会社の「登録」並びに「請求」を起こすべきことを失念していた。

先般、委員長・副委員長が同席の基、KDDI社が組合へ訪問され謝罪並びに今後の取扱いの申し出があった。提出された書面、お詫び並びに今後の対応についての文書を、後日対象中古取扱販売会社へ通知することが了承され、対処方法は下記のとおり。

≪KDDI社としての対処方法及び延長保証について≫

No.	内 容
1	3年保証の適用期間は？ 2018年12月26日～2021年12月25日
2	今から3年有償保証に加入した場合の終了時期は？ 2021年12月25日
3	今から3年有償保証に加入した場合の費用負担は？ 端末購入時に加入希望を出していた分は弊社負担、それ以外は通常価格です。 (KDDI社が拡張保証希望者の加入手続きを行っていなかったため) (2020年10月からの加入は個人負担。) ※拡張保証加入登録が完了しだい組合へ連絡が入る。
4	今から3年有償保証に加入した場合、いつから保証が適用になるか？ 別途ご連絡いたします。その間に有償修理が発生した場合は弊社がご負担いたします。 (KDDI社が)加入手続き後、約2・3週間後からの適用となる見込み。
5	4年目以降に有償保証に加入する為の条件は？ 3年目が終わる前に3年有償保証に加入すること。
6	4年目未加入でも5年目から有償保証に加入出来るか？ 4年目に加入していないと加入出来ません。
7	4年目以降の有償保証に加入したい場合、いつ頃希望を出せば良いか？ 3年目が終わる前であればいつでもご加入頂けます。4年目、5年目を一度にご加入いただくことも可能です。

2 3年間の保証適用期間満了後の延長保証について

3年間の保証適用期間が「2021年12月25日」迄であることにより、「基本保証」保証期間外の保証延長サービスに加入の可否及び、「拡張保証3年」(パック及びパックプラス)の拡張保証1年延長をするか否かについて、KDDI社が「2021年6月頃」に全販売会社へメールにて可否の案内を行う予定である。

メールアドレスは、運用開始前に全販売会社より代表アドレスを伺っているが、改めて問合せ先としてのアドレスを「2021年3月頃」に事務局より伺い通知を発出する。情報がまとまりしだい、KDDI社へ提供する。

3 保証延長サービスの加入及び拡張保証1年延長の希望があった際の登録流れ

No.	内 容
1	KDDI が希望した販社の加入(延長)申請書を準備する
2	組合は加入(延長)申請書に押印する
3	KDDI は組合押印済の申請書写しと当該販社への請求書を準備する
4	組合は KDDI より上記3を預かり当該販社へ発送する
5	KDDI は入金を確認しだい Panasonic 社へ延長登録を行う

4 拡張保証に係る懸案事項について

新携帯端末を用いての運用開始時に購入した「257台」に対しての、通常保証の保証期間が2018年12月26日～2021年12月25日の3年間であることにより、(例)令和2年10月より新規に携帯端末を貸与した場合の保証期間が1年3ヶ月(15ヶ月)となり、初期に貸与した方と不平等になる。平等となる策を検討したが、参考まで他単組における扱いを伺い、次回改めて今件を討議することが了承された。

第6号議案 新規取扱主任者講習会に関する件

- 9月度「新規」取扱主任者講習会希望数が「3社4名」よりあり、9月16日に開催し全員合格された。
- 10月度の「新規」取扱主任者講習会への希望が「1社1名」よりあり、10月13日に最上委員の講師の基に開催する。
- 11月度講習会への希望は、10月6日現在「0名」である。希望があった際は、ローテーション大久保委員の講師の基執り行う。

第7号議案 設置外の中古遊技機及び認定機への部品発注に関する件

1 設置外の「中古」遊技機への部品発注

- 8月度は「9件・9台」、9月度は「5件・6台」。
- 10月度は、10月6日現在「1件・台」である。
- 全国の状況は、下表のとおり。

■2020年度 設置外の【中古】ばちこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2018/04/01より運用開始)

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2021)1月		2月		3月		合計		
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	
北海道	13	13	8	10	12	26	7	7	10	10																50	66
東 北	4	4	5	5	7	7	7	7	10	10																33	33
東日本	5	7	0	0	3	3	21	37	7	14																36	61
中 部	7	8	3	3	4	4	2	2	4	4																20	21
関 西	32	47	24	26	11	11	37	37	27	27																131	148
中 国	0	0	1	1	1	1	1	1	2	2																5	5
四 国	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1																7	7
九 州	8	11	1	1	6	9	9	11	8	19																32	51
小計	70	91	43	47	46	63	86	104	69	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	314	392

2 設置外の「認定機」への部品発注 (2020/04/01より運用開始)

- 8月度、9月度は「0件」。
- 10月度は、10月6日現在「0件」である。

(3) 全国の状況は、下表のとおり。

●2020年度 設置外の【認定】ばちこ遊技機への部品供給の件数、台数（2020/04/01より運用開始）

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2021)1月		2月		3月		合計			
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数
北海道	0	0	0	0	2	2	10	27	1	1																	13	30
東北	1	1	0	0	6	6	3	3	0	0																	10	10
東日本	10	10	8	8	92	92	9	9	8	8																	127	127
中部	3	3	0	0	1	1	5	5	0	0																	9	9
関西	2	2	42	42	62	62	96	96	2	2																	204	204
中国	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0																	2	2
四国	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0																	2	2
九州	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2																	2	2
小計	18	18	50	50	165	165	123	140	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	369	386

第8号議案 廃棄遊技機の処理台数調査結果に関する件

例年、業界7団体で構成されている、遊技機リサイクル推進委員会からの要請により、本年においても昨年同様、全中古取扱販売社に対して廃棄遊技機の処理台数の調査を行い、全中古取扱販売社からの集計結果は、別紙1のとおり。

第9号議案 中国遊商機械流通委員会における全商協への要望について

中国遊商より全商協へ中古機流通に係る要望があり、全商協機械流通委員長より各単組で検討いただきたい旨の連絡があり、要望内容を確認し討議結果は下表のとおり。

No.	内 容
1	<p>認定申請時の写真撮影について</p> <p>認定申請時の写真撮影に代えて、認定用確認証紙にQRコードを新たに設け、点検確認後、QRコード付認定用確認証紙を主基板番号付近に貼付し、遊技盤等の番号と一緒に認定用確認証紙番号もデータ送信することにより、確実に点検確認を行ったことの証明とする。</p> <p>また、QRコード付認定用確認証紙を主基板番号付近に貼付することにより、中古機と認定機との区別がしやすくする。</p> <p>■東北遊商として、主基板に貼付しても良いのであれば賛同する。</p>
2	<p>認定申請における黄表紙の枚数について</p> <p>現在、中古移動については、青表紙1枚とコピー2部での発給としているが、認定申請についても中古移動と同様、黄表紙1枚とコピー2部での発給をお願いしたい。</p> <p>■東北遊商として、賛同する。</p>
3	<p>中古移動申請での後日提出書類（受渡書・保管・納品確認書）について</p> <p>以前より、全商協機械流通委員会でも要望として意見が出されているが、後日提出書類において、ホール管理者及びホール取扱主任者の記名・押印が必要となっているが、後日提出書類の各種様式の出力が申請書類毎になっており、かなりの枚数での記名・押印が必要である。</p> <p>実施要領改正によりホール取扱主任者の役割拡充となったが、依然としてホール側の負担が大きいとの声が多いことから、今一度、様式改正若しくは、書類送付案内等を新たに付け加えることにより、数機種納品の記名・押印を1箇所のみで対応できるようお願いしたい。</p> <p>■東北遊商として、賛同する。</p>

以上

使用済遊技機(廃台)のリサイクル量等調査①

[調査対象期間]2019年4月1日～2020年3月31日

単組名 東北遊商

単組管内処理総台数の処理方法別内訳

(ぱちんこ遊技機については本体33kg、盤13kg、枠20kg、回胴式遊技機については1台36kgとして算出)

区分	種別	ぱちんこ遊技機		回胴式遊技機		合計		
		内訳	合計	内訳	合計	内訳	合計	
1. リサイクル量	選定業者	907 トン	929.11	559 トン	563.82	1466 トン	1492.93	
	その他業者	22.3 トン		4.49 トン		26.8 トン		
内訳	(1) パーツ (処理業者がメーカーに戻した部品)	選定業者	0.3 トン	0.3	0.1 トン	0.1	0.4 トン	0.4
		その他業者	0 トン		0 トン		0 トン	
	(2) パーツ (処理業者が販売した部品)	選定業者	75 トン	77.23	42.5 トン	43.01	117 トン	120.24
		その他業者	2.27 トン		0.48 トン		2.75 トン	
	(3) マテリアル(素材)リサイクル	選定業者	832 トン	851.58	517 トン	520.71	1348 トン	1372.29
		その他業者	20 トン		4.01 トン		24 トン	
2. サーマルリサイクル(熱源利用)	選定業者	70.1 トン	70.08	177 トン	177.27	247 トン	247.35	
	その他業者	0 トン		0 トン		0 トン		
3. 残さ量	選定業者	38.9 トン	39.05	8.12 トン	8.2	47 トン	47.25	
	その他業者	0.2 トン		0.08 トン		0.28 トン		
総合計	選定業者	1016 トン	1038.24	745 トン	749.29	1761 トン	1787.53	
	その他業者	22.5 トン		4.57 トン		27 トン		

※ 1.のリサイクル量はパーツ(1)(2)とマテリアル(3)の合計

(処理台数)

区分	ぱちんこ遊技機				回胴式遊技機
	本体	盤のみ	枠のみ	合計	
選定業者	26,509 台	2,537 台	4,603 台	33,649 台	20,760 台
その他業者	100 台	39 台	44 台	183 台	127 台
合計	26,609 台	2,576 台	4,647 台	33,832 台	20,887 台

調査対象組合員数 38 社 回答組合員数 38 社

※ 「選定業者」とは、遊技機リサイクル推進委員会で選定された遊技機リサイクル業者のことです。